

平成 31 年度西東京市農業委員会活動計画

西東京市農業委員会（以下「農業委員会」という。）は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 6 条に規定する所掌事務を計画的に遂行し、西東京市（以下「市」という。）の農業の振興を図るとともに、農業委員会の効率的かつ効果的な運営を行うため、平成 31 年度の活動計画を次のとおり定める。

1 基本方針

平成 31 年度においては、本年 2 月 22 日の第 60 回東京都農業委員・農業者大会において決定した「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」を踏まえ、本市の課題に対して積極的に取り組むため、次に掲げる活動及び事業を推進する。

2 平成 31 年度に取り組むべき活動

(1) 制度改正への対応

農地に関連する制度改正にあたり、情報収集及び農業者に速やかに情報提供を行う。特定生産緑地制度の周知や手続きに関する支援のほか、生産緑地の貸借や、農地法に関する手続きを適正に行う。

(2) 農業者の意見の表明

制度改正に関連した課題や農業者の考えを「意見」として市に提出すると共に、あらゆる機会をとらえ、農業者の意見を市に伝えていく。

(3) 農地の適正な肥培管理について

農地の肥培管理状況の把握や指導等について、情報を共有し農業委員会全体で対応する。また、生産緑地の指定に関しては、個別に適切な対応を行う。

(4) 農業委員会活動全般について

今期の農業委員会活動の総括として、委員会のあり方についての検証・検討を行い、農業委員の選任に取り組むと共に、農業委員会活動の継続性を維持する。

また、農業委員会の円滑な活動のため、議会等関係機関との連携や交流を推進する。

3 主な活動

(1) 総会の開催

農業委員会は、西東京市農業委員会総会会議規則第 1 条に規定する総会を、毎月 20 日を基本に開催する。

(2) 部会の設置

農業委員会に運営部会、農地部会及び編集部会を設置し、所掌する事項について調査・研究及び検討を行い、農業委員会活動の充実を図る。

① 運営部会

ア 農業委員会活動に関すること

- イ 表彰に関する事
- ウ 視察に関する事
- エ 研修会、勉強会等について

② 農地部会

- ア 農地の肥培管理に関する事
- イ 農地管理基準の運用管理
- ウ 納税猶予適用農地の取り扱いに関する状況把握
- エ 農地利用状況調査（農地パトロール）に関する事

③ 編集部会

- ア 地域の農業経営に関する情報発信
- イ 農業者や消費者の意見、農業に関する事業などの紹介
- ウ 農業委員会活動の紹介
- エ 「農業委員会だより」の編集
- オ 第2次西東京市農業振興計画に基づく情報提供

(3) 農業委員会だよりの発行

農業委員会だよりを年2回発行し、農業者への情報提供の手段として活用するとともに、市民等にも農業委員会活動を広く周知する。

(4) 農地利用状況調査（農地パトロール）の実施

農地法第30条の規定に基づき、農地利用状況調査（農地パトロール）を実施する。この調査の重要性を踏まえ、農業委員会が農業者の肥培管理に関する相談等に応じ、農地が適切に管理されるよう指導・助言していく。

(5) 意見の提出（法第38条）

農業施策についての意見を市に提出する。意見の内容については、農地と農業者に関する農業全般にわたり、諸課題や要望を取りまとめた素案を各部会で検討した後、10月総会を目途に策定する。

4 市の農業施策との連携

(1) 第2次西東京市農業振興計画について

第2次西東京市農業振興計画に定められた各種事業について、農業委員会として協力及び意見の陳述を行う。

(2) 認定農業者制度について

市の認定する認定農業者について、認定農業者推進委員会及び認定農業者審査委員会への協力をを行う。

(3) 市ホームページについて

市ホームページにおける農業委員会のコーナーの内容を随時見直し、利用者の利便性の向上と市民等の農業委員会活動への理解を促進する。

(4) 生産緑地制度について

都市計画課等関係課とも連携し、農業者が利用しやすい制度を目指す。

- (5) 市が主催する農業関連の事業への支援・協力
事業への協力により、市民に対する農業への理解促進を図る。
- (6) その他、市の関係部署との意見や情報交換を行う。

5. その他の活動

(1) 平成 31 年度農業委員会活動推進要領の取組

東京都農業会議で決定した「平成 30 年度農業委員会活動推進要領」に規定する事業を、農業委員会の基本活動と位置付け、積極的に取り組む。

(2) 研修等への参加

農地制度や税制度、農業委員会に関連する各種制度について理解を深め、委員会活動の充実のため、東京都農業会議や市の認定農業者連絡会などの研修及び会議に積極的に参加し、農業委員としての資質の向上を図る。

また、農業新聞の購読や関係団体の実施する研修等を利用し、農業委員としての見識を高める。

西東京市農業委員会委員名簿

(任期:令和2年1月21日～令和5年1月20日)

議席	氏名	住	所	電話番号	ファックス	携帯電話番号	部会	担当地区	備考
1	の 野 美代子 の 野 美代子						3運営		認定農業者
2	の 内 田 富行 の 内 田 富行						3運営	7(旧田無)	
3	の 相 田 敏雄 の 相 田 敏雄						3運営	8(旧保谷)	認定農業者
4	の 土 方 和雄 の 土 方 和雄						3運営	5(旧田無)	
5	の 保 谷 まい子 の 保 谷 まい子						2編集	6(旧保谷)	
6	の 安 田 勝治 の 安 田 勝治						1農地	9(旧田無)	
7	の 下 田 武志 の 下 田 武志						1農地	4(旧保谷)	
8	の 中 野 雄一 の 中 野 雄一						1農地	1-3-4-10(旧田無)	認定農業者
9	の 中 村 良典 の 中 村 良典						2編集	2-3(旧保谷)	
10	の 富 岡 誠一 の 富 岡 誠一						2編集	5(旧保谷)	認定農業者
11	の 本 橋 徹 の 本 橋 徹						3運営	7(旧保谷)	
12	の 後 藤 光藏 の 後 藤 光藏						1農地		
13	の 岩 崎 秀夫 の 岩 崎 秀夫						2編集	1(旧保谷)	認定農業者
14	の 柏 木 三郎 の 柏 木 三郎						1農地	7(旧保谷)	
15	の 野 口 秀晶 の 野 口 秀晶						3運営	6(旧田無)	
16	の 濱 野 森好 の 濱 野 森好						1農地	8(旧田無)	
17	の 本 橋 茂夫 の 本 橋 茂夫						2編集	8(旧保谷)	
18	の 保 谷 隆向 の 保 谷 隆向						会長 職務代理		認定農業者
19	の 村 田 秀夫 の 村 田 秀夫						会長		

*個人情報につき、取扱にご注意ください。

農業委員会事務局(局長:北原 職員:永井、小平、川野)042-420-2820(直通)

農業委員会の部会

編集部会	農地部会	運営部会
<p>○地域の農業経営に関する情報発信</p> <p>○農業者や消費者の意見、農業に関する事業などの紹介</p> <p>○農業委員会活動の紹介</p> <p>○「農業委員会だより」の編集</p> <p>○農業振興計画に基づく情報提供</p>	<p>○農地の肥培管理に関する情報集約</p> <p>○農地管理基準の運用管理</p> <p>○納税猶予適用農地の取り扱いに関する状況把握</p> <p>○農地利用状況調査に関すること（農地パトロール）</p>	<p>○農業委員会活動に関すること</p> <p>○表彰に関すること</p> <p>○視察に関すること</p> <p>○研修会、勉強会等に関すること</p>

○富岡 誠一

保谷 まり子

中村 良典

岩崎 秀夫

本橋 茂夫

○下田 武志

安田 勝治

中野 雄一

後藤 光藏

柏木 三郎

濱野 森好

○土方 和雄

鵜野 美代子

内田 富行

相田 敏雄

本橋 徹

野口 秀晶

農業委員会事務報告、付議案件

1 委員会の代表的な案件

1-1 「事務報告」

No.		項目	内容	摘要
①	報告	農地法第3条の3第1項	相続による農地の権利移転	農業委員会に届出義務
②	報告	農地法第4条第1項第8号	農地を他の用途に転用	農業委員会に届出義務
③	報告	農地法第5条第1項第7号	権利移転及び転用	農業委員会に届出義務
④	報告	引き続き農業経営を行っている証明	納税猶予の更新	事務局職員が現地確認する
⑤	報告	生産緑地の取得あつせん	農地を取得したい人を募る	
1-2 付議案件				
①	決議	主たる従事者証明	生産緑地の買取申出に必要な証明	適正に農地が管理されているか
②	決議	納税猶予に関する適格者証明	相続税納税猶予を受けるために必要な証明	適正に農地が管理されているか
③	決議	農地法第3条第1項	農地の権利移転に農業委員会の許可が必要	農業が継続できるか
④	決議	都市農地貸借円滑化法の事業計画	農業委員会の決定が必要	妥当な計画か
⑤	決議	特定農地貸付法（市民農園）	市民農園の開設に農業委員会の承認が必要	適正な農地の管理が行われるか

2 生産緑地の仕組み

